

保護者 様

印西市教育委員会

### 市内小中学校の学校再開に向けた取組について

新年度が始まり、学校では学級開きをし、気持ちを新たに一年のスタートを切る大切な節目となります。また、これまで長期にわたり生活制限を課された児童生徒にとって、これ以上の生活抑制は心身ともにストレスが増大するとともに、学習面への影響も懸念されます。市内においてもコロナウイルス感染者が発生いたしましたが、教育委員会といたしましては、児童生徒の健全な成長のためにも、感染防止の対応をしたうえで学校活動を再開したいと考えております。

つきましては、令和2年3月24日に文部科学省から出された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿って、下記のような各校でできる限りの感染予防策を講じるとともに、児童生徒及び教職員の健康管理を十分実施いたします。ご家庭におきましてもお子様の健康観察にご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 学校運営について

#### 外部からのリスク侵入を極力排除する

学校は、多様な教育活動を行うために学校外の方々（保護者、地域住民、各関係諸機関）の支援をいただいておりますが、学校に通常はいないの方々をお迎えすることは、児童・生徒や教職員が感染症に罹患するリスクを少なからず増加させることになると考えられることから、各種講師をお招きしての学習等について、最小限の範囲に限定させていただきます。

※当面の間、自粛する活動…授業参観、防犯教室、交通安全教室、栄養教室 等

#### 3密を避ける

集団感染のリスクへの対応策として、以下の3つの「密」が同時に重なる場を徹底的に避けて教育活動を進めていきます。

##### (1) 換気を励行する。「密室」

・窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に空けるなど、換気を励行します。

##### (2) 人の密度を下げる。「密集」

・人が多く集まる場合には、お互いの距離を一定間隔あけるなどして、できるだけ密度を減らします。

##### (3) 近距離での会話や発声を避ける。「密接」

・周囲の人が近距離で発声するような場をできるだけ避けます。

ウラ面もあります

## 臨時休業等の措置

今後、平常通り学校運営をするか、臨時休校の措置をとるかについては、以下を基本的な方針としていきますが、感染拡大の規模や児童生徒の健康・安全を最優先に考慮し、ケースによって柔軟に対応します。

- (1) 市内に罹患者が出ているが、市内学校関係者（児童生徒、教職員、保護者）から罹患者が出ていない場合  
→予防に留意しながら平常通り学校運営します。
- (2) 市内学校関係者（児童生徒、教職員、保護者）から罹患者が出て、  
→当該罹患者が当該校内の他者との濃厚接触が認められない場合、当該校は平常通り学校運営します。  
→当該罹患者が当該校内の他者との濃厚接触が認められた場合、当該校は2週間の臨時休業の措置をとります。

## 2 その他

- (1) 当面の間、学校から配付された健康観察カードに必要事項を記入のうえ、学級担任へ提出してください。（休日も記録してください。）
- (2) 児童生徒及びその家族等で一人でも異常がある場合は登校せず、その旨を学校へご連絡ください。この場合は欠席扱いとしません。
- (3) 当面の間、症状がなくても感染不安により欠席する場合は欠席扱いとしません。
- (4) 可能な限りお子様のマスク着用にご配慮ください。
- (5) 上記の内容については、今後の社会情勢により変更する場合があります。

### 【担当】

（学校行事・出欠席に関すること）

印西市教育委員会学務課 電話 33-4704

（その他児童生徒の活動に関すること）

印西市教育委員会指導課 電話 33-4705